

# 「中華人民共和国電子商取引法」が2019年1月より施行

岡山県上海事務所

「中華人民共和国電子商取引法」（EC法）が第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で採決が行われ、可決されました。2019年1月1日から施行されます。中国初のEC分野の総合的法律として、同法は電子商取引の各主体の合法權益を保障し、電子商取引の行為を規範化し、市場秩序を守り、電子商取引の持続可能な発展を促進するため定められた法規です。

近年、中国における電子商取引の規模は、ますます拡大しています。今回の立法化の背景の一つとして、中国国内で爆発的な伸びを示しているEC市場において、商品の品質不良、虚偽宣伝、販売者に適切な経営資格が備わっていないなどといったさまざまな問題が発生していることが挙げられます。ECを巡っては、消費者と事業者との間でトラブルが頻発しています。こうした事態を受けて、今回策定された法律には、消費者の権利を守るためにECプラットフォームの運営者や参加事業者に対するさまざまな規制が盛り込まれました。例えば偽商品や粗悪品を販売した場合に「義務違反」が認められれば最大200万円の罰金を課す内容も含まれています。

## ■ 定義

### ➤ 電子商取引

インターネットなどの情報ネットワークを通じて商品を販売する、又はサービスを提供する経営活動を指す。但し、金融商品とサービスや、情報ネットワークを利用してニュース情報、音声・映像ビデオ番組の提供、出版及び文化製品等コンテンツ関連のサービスは本法を適用しない。

### ➤ 電子商取引経営者

インターネットなど情報ネットワークを通じて商品の販売又はサービスの提供など経営活動を従事する自然人、法人与非法人組織であり、電子商取引プラットフォーム経営者、プラットフォーム内経営者及び自ら構築されたウェブサイト又はその他のウェブサイトを通じて商品を販売する、又はサービスを提供する電子商取引経営者を含む。

### ➤ 電子商取引プラットフォーム経営者

電子商取引において、取引のために双方又は多方にネットワーク経営場所、取引の仲介、情報発信等のサービスを提供し、取引双方又は多方に対して独立の取引活動を提供する法人又は非法人組織をいう。

## ■ EC法の概要

- 微商（無料通話アプリを利用して販売や宣伝する電子商取引を行う人）や、個人の代理購入者でも営業許可証の取得が必要となり、さらに購入国と中国での営業許可証取得が必要となる。
- 納税を義務付ける。脱税した場合は刑事責任が問われる。
- 中国語の商品説明が必要になる。中国工場が認可していない工場で生産された粉ミルクなどの保健品類は販売が禁止される。
- ECプラットフォームで販売された商品が偽物の場合、販売者の他、プラットフォーム運営会社も責任を問われる。
- 消費者に保証金を徴収する場合、保証金の返還方法と手順を明らかにしなければならない。また、消費者が保証金の返還を申請し、返還条件を満たしている場合は、運営会社はすぐに返還することを義務付ける。

本法の影響で、微商や代理購入の大幅減少が予測されます。SNS を利用し販売している業者の撤退、爆買いにもブレーキがかかるでしょう。但し、今後は微商や代購の業者を利用する場合にも、偽商品や粗悪商品をつかまされる恐れが少なくなり、さらに EC プラットフォームで買った商品が偽物であった場合、プラットフォーム側も責任を取らなければならないので、安心感が増します。消費者にとっては良いこと尽くめとなりますが、中国のネット販売への参入を検討している企業側にとっては、更にハードルが上がる法規となりました。